

「富山で働こう」拡散展開就職支援セミナー業務委託 に関する企画提案実施要領

1 趣旨

主に県外で働く「即戦力人材」である社会人を対象に、「富山県で働く」という新たな選択肢をより具体的に検討することができる場として、企業と転職希望者との交流イベントを実施するもの。

2 委託業務について

(1) 委託業務名

「富山で働こう」拡散展開就職支援セミナー業務

(2) 委託期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

(3) 委託に係る予算上限額

金1,466,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

なお、この上限額とは別に契約手続きの中で予定価格を設定する。

3 業務の内容

「富山で働こう」拡散展開就職支援セミナー業務委託仕様書（以下、「仕様書」という。）のとおり。

4 プロポーザル申込み及び質問受付

(1) プロポーザル申込み

プロポーザルへの参加を希望する場合は、令和8年9月10日（木）15時【必着】までに、次の参加申込用フォームから申し込むこと。なお、フォーム送信後、必ず電話で到達確認をすること。

参加申込用フォーム

<https://shinsei.pref.toyama.lg.jp/SksJuminWeb/EntryForm?id=74HlrZlc>

(2) 質問受付

委託業務に関する質問は、令和8年9月10日（木）15時【必着】まで、次の質問用フォームにて受け付ける。

回答は、令和8年9月14日（月）までに全ての参加者に通知する。

質問用フォーム

<https://shinsei.pref.toyama.lg.jp/SksJuminWeb/EntryForm?id=2F3CfBp2>

5 プロポーザル参加資格、条件等

- (1) 富山県内に活動拠点があること。
- (2) 優れた企画制作能力を有するとともに、提案内容を確実に遂行できる体制であること。
- (3) プロポーザルへの参加に必要な諸手続に遺漏がないこと。
- (4) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (5) 都道府県税や消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (6) 会社更生法の規定による更生手続開始の申立て及び民事再生法の規定による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (7) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2項に掲げる暴力団又はその構成員の利益になる活動を行う者ではないこと。

6 企画書等の提出

- (1) 提出書類（様式不問。採否にかかわらず返還しません。）

- ① 企画提案書

企画の意図、広報の展開案、実施手法・イメージ、参加見込数、業務実施体制、スケジュールなどの提案内容が判断できるもの。

- ② 経費見積書

- ③ 会社概要（A4版1枚以内）

- (2) 提出期限等

- ① 提出先

富山県商工労働部多様な人材活躍推進室人材確保推進課
〒930-8501 富山市新総曲輪1-7

E-mail : ryota.sawakami@pref.toyama.lg.jp

- ② 提出方法

電子メール

- ③ 提出期限

令和8年9月24日(木)15時まで【必着】

7 審査

- (1) 審査方法

企画提案書による書面審査により、採用者を決定する。

- (2) 審査基準

次の項目等により審査します。

- ① 事業の趣旨や目的に合致した企画提案となっているか
 - ② オンラインセミナーの実施方法について、求職者・企業のニーズを捉え参加者の増加・満足度向上、マッチング成立のため工夫された仕様となっているか
 - ③ 事業へ参加する企業及び対象者への広報が十分に実施できると考えられる提案がなされているか

- ④ 業務を円滑かつ確実に遂行できる実施体制が整っているか
- ⑤ 作業手法、日程等が明確に示されており、実現に無理はないか
- ⑥ 事業を効率的かつ効果的に実施できるスケジュールか
- ⑦ 事業実施にあたり見積額、経費の配分は妥当であるか

(3) 審査結果

後日書面で採否のみ通知する。審査結果に対して異議申し立てはできないものとする。

8 今後のスケジュール（予定）

9月3日（木）	公告
9月10日（木）15時	参加申込・質問受付期限
9月14日（月）	質問回答
9月24日（木）15時	企画提案書提出期限
9月下旬	書面審査、結果通知
10月下旬	契約締結

9 その他

- (1) 次に掲げるものの提出は無効とする。
 - ・所定の期日及び場所に提出のないもの。
 - ・今回のプロポーザルに関する条件及びあらかじめ指示した事項に違反するもの。
- (2) プロポーザル参加に係る経費は、参加者負担とする。
- (3) 採用となった社とは、業務内容を別途協議の上、契約を締結する。希望（合意）があれば電子契約サービスが利用できる。
※電子契約のメリットは、次のとおり。
 - ・契約書印刷・製本、押印、郵送等の業務が大幅削減
 - ・印紙税不要、契約書受け渡しの来庁・郵送不要
- (4) 業務委託により作成した成果物及び当該成果物に係る著作権は、県に帰属する。
- (5) 当事業は、国の交付金を活用した事業であり、会計検査等の対応が生じる場合がある。

10 問い合わせ先

富山県商工労働部多様な人材活躍推進室人材確保推進課 澤上
〒930-8501 富山市新総曲輪 1-7
TEL:076-444-4558 E-mail: ryota.sawakami@pref.toyama.lg.jp